安全データシート

作成日 2018年 5月14日

改訂日 2020年 6月29日 1/7頁

SDS No.1021-10065

化学品及び会社情報

: (CRM) エピクロロヒドリン 1000ppm in Methanol 化学品の名称

製造者名 : Restek Corporation

製造者住所 : 110 Benner Circle, Bellefonte, PA 16823, USA

製造者電話番号 : 1-814-353-1300 (Customer Service)

: ジーエルサイエンス株式会社 供給者名

:東京都新宿区西新宿6-22-1 新宿スクエアタワー30F 供給者住所

供給者電話番号 : 03-5323-6611 供給者FAX番号 : 03-5323-6622 製品コード : 1021-10065

: ジーエルサイエンス(株)福島工場 品質保証課 電話 024-533-2244(代表) 緊急連絡先

: 1021-10065 整理番号(SDS No.)

推奨用途 :標準物質(日本産業規格(JIS)Q0030に定めるもの)

使用上の制限 :試験 • 研究用

2 危険・有害性の要約

> GHS分類 :引火性液体 : 区分2

> > 急性毒性(経口) : 区分4 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 : 区分2A 発がん性 : 区分1B 生殖毒性 : 区分1B

特定標的臓器毒性(単回ばく露) : 区分1(中枢神経系、視覚器、全身毒性)

特定標的臓器毒性(単回ばく露) : 区分3(麻酔作用)

特定標的臓器毒性(反復ばく露) : 区分1(中枢神経系、視覚器)

GHSラベル要素

絵表示又はシンボル







注意喚起語 : 危険

危険有害性情報

H225 引火性の高い液体及び蒸気

H302 飲み込むと有害 強い眼刺激 H319 H350 発がんのおそれ

生殖能又は胎児への悪影響のおそれ H360 H370 中枢神経系、視覚器、全身毒性の障害

H336 眠気又はめまいのおそれ

H372 長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系、視覚器の障害

注意書き

[安全対策]

P202 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 P260 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。

P210 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。

P233 容器を密閉しておくこと。 P240 容器を接地すること。

P241 防爆型の機器を使用すること。

火花を発生させない工具を使用すること。 P242 P243 静電気放電に対する予防措置を講ずること。

P264 取扱い後は手をよく洗うこと。

P270 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。

P280 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。 P271

SDS No.1021-10065

改訂日 2020年 6月29日 2/7頁

[応急措置]

P303+P361+P353 皮膚又は髪に付着した場合:直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚をシャワ

一で洗うこと。

P301+P312 飲み込んだ場合:気分が悪いときは医師に連絡すること。

P330 口をすすぐこと。

P305+P351+P338 眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用して

いて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

P308+P313 ばく露又はばく露の懸念がある場合:医師の手当てを受けること。

P304+P340 吸入した場合:空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

P314 気分が悪いときは医師の手当てを受けること。 P337+P313 眼の刺激が続く場合:医師の手当てを受けること。

P370+P378 火災の場合:消火するために適した消火剤を使用すること。

[保管]

P403+P233+P235 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。涼しいところに置く

こと。

P405 施錠して保管すること。

[廃棄]

P501 内容物や容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託す

ること。

上記で記載がない危険有害性は分類できない、分類対象外または区分に該当しない。

3 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物

化学名(又は一般名)	濃度	化学式	官報公示整理番号		CAS RN
			化審法	安衛法	CAS KIN
メタノール	99.9%	CH3OH	2-201	_	67-56-1
エピクロロヒドリン	0.1%	C3H5CIO	2-275	_	106-89-8

4 応急処置

吸入した場合 : 新鮮な空気のある場所に移動し、安静保温に努め、直ちに医師の手当てを受ける

こと。気分が悪い場合は医師の手当てを受けること。

皮膚に付着した場合: 石鹸と大量の水で洗い流す。刺激が直らない場合、炎症を生じた場合には医師の

手当を受けること。

目に入った場合 : 直ちに、コンタクトレンズを外し、少なくとも15分以上大量の水で眼を洗う。直

ちに医師の手当を受けること。

飲み込んだ場合 : 口をすすぎ、直ちに医師の手当てを受けること。無理に吐かせないこと。 暴露した場合 : 医師に連絡すること。汚染された衣類は再使用する場合には洗濯すること。

急性症状および遅発性症状の

応急措置をする者の保護

最も重要な徴候症状:眼、皮膚、気道を刺激する。持続性あるいは反復性の頭痛、視力障害を生じるこ

とがある。吸入により咳、めまい、頭痛、吐き気、脱力感、視力障害。皮膚への接触により、乾燥、発赤が生じる。目に入ると発赤、痛みが生じ、失明することがあり、場合によってはしに至る。経口摂取により、腹痛、息切れ、嘔吐、痙攣、意識喪失、咳、めまい、頭痛、吐き気、脱力感、視力障害などが生じる。

:救助者は適切な保護具を着用すること。

5 火災時の措置

適切な消火剤 : 水噴霧、アルコール耐性泡消火剤、粉末消火剤、二酸化炭素

使ってはならない消火剤 :棒状水

火災時の特有の危険有害性 :火災時に刺激性もしくは有害なヒューム(またはガス)が発生するため、消火の際

には煙を吸い込まないように適切な保護具を着用する。

特有の消火方法 : 移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。移動不可能な場合には周辺を水噴

霧で冷却する。作業は風上から行い、必ず保護具を着用する。

消火を行う者の特別な保護具

および予防措置:燃焼又は高温により有害なガスが発生するので、呼吸保護具を着用する。

安全に対処できるならば着火源を除去すること。

SDS No.1021-10065 6 漏出時の措置

人体に対する注意事項、

保護具及び緊急時措置:屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行う。漏出した場所の周辺に、ロー

プを張るなどして関係者以外の立ち入りを禁止する。作業の際には適切な保護具 を着用し、飛沫等が皮膚に付着したり、粉塵、ガスを吸入しないようにする。風

改訂日

2020年 6月29日

3/7頁

上から作業して、風下の人を退避させる。

環境に対する注意事項:漏出した製品が河川等に排出され、環境への影響を起こさないように注意する。

汚染された排水が適切に処理されずに環境へ排出しないように注意する。

封じ込めおよび浄化の方法および機材

:適切な保護具をつけて処理すること。土砂・吸着剤などに吸着させて取り除き、

密閉できる空容器に集めて適切に処分する。

7 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策 : 火気厳禁。高温物、スパークを避け、強酸化剤との接触を避ける。

屋内作業場における取扱い場所では、局所排気装置を使用する。

機器類は防爆構造とし、設備は静電気対策を実施する。

作業衣、作業靴は導電性のものを用いる。

アンプル開口時には保護眼鏡及び保護手袋を着用し注意して切断する。

安全取扱注意事項:容器を転倒させ落下させ衝撃を与え又は引きずる等の粗暴な扱いをしない。

漏れ、溢れ、飛散などしないようにし、みだりに蒸気を発生させない。

使用後はアンプルを適切に廃棄すること。

吸い込んだり、目、皮膚及び衣類に触れないように、適切な保護具を着用する。

取扱場所には関係者以外の立ち入りを禁止する。

衛生対策 : 取扱い後は手、顔等をよく洗い、うがいをする。

指定された場所以外では飲食、喫煙をしてはならない。

休憩場所では手袋その他汚染した保護具を持ち込んではならない。

保管

適切な保管条件 : 保管場所で使用する電気機器は防爆構造とし、機器類はすべて接地する。

容器は直射日光を避け、防爆冷蔵庫(2~10℃)に密閉して保管する。

避けるべき保管条件

:熱、火花、裸火、高温のもののような着火源の付近、混触危険物質との接触

技術的対策・換気のより場所で容器を密閉し保管する。日光から遮断すること。

火気厳禁。

混触危険物質 : 強酸化剤、酸、還元剤 安全な容器包装材料 : ガラスアンプル等

8 ばく露防止及び保護措置

設備対策 :屋内作業場での使用の場合は発生源の密閉化、局所排気装置を設置する。

機器類は防爆構造とし、設備には静電気対策を実施すること。

取扱い場所の近くに安全シャワー、手洗い・洗眼設備を設け、その位置を明瞭に

表示する。

管理濃度等

成分名	管理濃度	日本産業衛生学会	ACGIH TLV-TWA	OSHA PEL-TWA
メタノール	200ppm	200ppm	200ppm	200ppm
エピクロロヒドリン	設定されていない		0.5ppm	5ppm

保護具

呼吸器の保護具:防毒マスク、保護マスク

手の保護具: 不浸透性保護手袋

眼の保護具 : 保護眼鏡

皮膚及び身体の保護具:保護衣・保護長靴

適切な衛生対策 :マスク等の吸着剤の交換は定期又は使用の都度行う。

9 物理的及び化学的性質

SDS No.1021-10065

混合物としての情報がないためメタノールの情報を記載する。

物理状態 : 液体 色 : 無色 臭い : 特異臭 融点/凝固点 : -98℃ 沸点または初留点 : 64℃ 可燃性 : データなし

爆発下限界及び爆発上限界 : 6.0%(下限)~36.5%(上限)

引火点 : 11℃ 自然発火点 : 464℃ 分解温度 : データなし pH : データなし 動粘性率 : データなし

溶解度 : 水に極めて溶けやすい

溶媒に対する溶解性:エタノール、ジエチルエーテルに易溶

n-オクタノール/水分配係数

log Po/w : -0.74 蒸気圧 : 12.3 kPa

密度及び/または相対密度 : 0.79-0.793 g.ml(20℃)

相対ガス密度(空気=1) : 1.1

粒子特性:該当しない

10 安定性及び反応性

反応性 : 適切な保管条件下では安定。

化学的安定性 : 適切な保管条件下では安定。光によって変質するおそれがある。

危険有害反応可能性 : 適切な保管条件下では安定。

避けるべき条件 : 日光、裸火、高温、スパーク、静電気、その他発火源、混触危険物質との接触

混触危険物質 : 強酸化剤、酸、還元剤 危険有害な分解生成物 : 一酸化炭素、二酸化炭素

11 有害性情報

急性毒性(経口) : 既知の成分がすべて同一の分類区分のため、区分4に該当。

(メタノール) : ラットのLD50値6200mg/kgおよび9100mg/kgから区分外と判断されるが、メタノ

ールの毒性はげっ歯類に比べ霊長類には強く現れるとの記述があり(EHC 196,1997)、ヒトで約半数に死亡が認められる用量が1400 mg/kgであるとの記述

改訂日

2020年 6月29日

4/7頁

がある(DFGOTvol.16,2001)。

(エピクロロヒドリン) : ラット LD50=90mg/kg(環境省リスク評価第1巻(2002))

急性毒性(経皮) : 既知の成分がすべて同一の分類区分のため、区分に該当しないに該当。

(エピクロロヒドリン) : ラット LD50=591.5mg/kg(PATTY(5th,2001))急性毒性(吸入:蒸気) : ATEmix=251,100ppmのため区分に該当しない。

(エピクロロヒドリン) : ラット LC50=251.1ppm(環境省リスク評価第1巻(2002))、500ppm(PATTY(5th,20

01))

急性毒性(吸入:粉じん、ミスト)

: データ不足

皮膚腐食性/皮膚刺激性 : (区分1+1A+1B+1C)×10+区分2の成分合計が1.0%であり、濃度限界(1%)以上のた

め、区分に該当しないが毒性未知成分を0.1%以上含有するため分類できない。

(エピクロロヒドリン) : ウサギに原液を2-24時間適用した皮膚刺激性試験において、強度の刺激性と壊死

が認められ(CERI・NITE有害性評価書ver.1.1 No.74(2004))、ヒトでは職業ばく露における事故例として、皮膚の潰瘍、びらん、火傷などが報告されている(CERI・NITE有害性評価書ver.1.1 No.74(2004), ACGIH(7th, 2001))。また、EU分類では

C;R34に分類されている。

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性

: 眼区分2の成分合計が99.9%であり、濃度限界(10%)以上のため、区分2Aに該当。

(メタノール) : ウサギを用いたDraize試験で、適用後24時間、48時間、72時間において結膜炎は

平均スコア(2.1)が2以上であり、4時間まで結膜浮腫が見られた(スコア2.00)が72 時間で著しく改善(スコア0.50)した(EHC 196,1997)。しかし、7日以内に回復して

いるかどうか不明との記述がある。

SDS No.1021-10065

改訂日 2020年 6月29日 5/7頁

(エピクロロヒドリン)

: ウサギの眼刺激性試験において、綿実油中80%液を適用した場合角膜障害を伴う 強度の刺激性(角膜障害)、10%液では軽度の刺激性の結果がある(CERI・NITE有害 性評価書ver.1.1 No.74(2008))。

呼吸器感作性

:データ不足

皮膚感作性

:危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しな

いに該当。

(エピクロロヒドリン)

: ヒトで職業ばく露により、皮膚炎を発症した6人の作業者がアレルギー性接触皮膚 炎と診断された報告、エポキシ樹脂工場で皮膚炎を発症した作業者19人に実施さ れたパッチテストで、8人が本物質に陽性反応を示した報告(CERI・NITE有害性評 価書ver.1.1 No.74(2008))、エポキシ樹脂工場で1-5年働いた労働者5人が、接触ア レルギー検査のためのパッチテストで本物質に陽性反応を示した報告(ACGIH(7t h, 2001))など、その他にも本物質が皮膚感作性を有することを示す複数の報告が ある(EHC33(1984))。なお、モルモットを用いた皮膚感作性試験(Maximization法) でも陽性結果の報告(CERI・NITE有害性評価書ver.1.1 No.74(2008))がある。

生殖細胞変異原性

: 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、分類できない。

(エピクロロヒドリン)

:マウス骨髄細胞を用いた染色体異常試験(体細胞in vivo変異原性試験)で陽性の結 果がある (CERI·NITE有害性評価書ver.1.1 No.74(2008),PATTY(5th,2001))。

発がん性

:エピクロロヒドリンが0.1%≧0.1%であるため、区分1Bに該当。

(エピクロロヒドリン)

: IARC(1999)で2A、また、NTP(2005)でRに分類されている。なお、ラットを用い た2年間経口投与試験の高用量群(10mg/kg/day)では、前胃の過形成、乳頭腫、癌 の発生率の有意な増加を示し、ラットの30日間吸入ばく露試験では、その後の生 涯観察において、対照群に認められなかった扁平上皮癌を含む鼻腔腫瘍の発生が 認められている(IRIS,2008)。

生殖毒性

: メタノールが99.9%≧0.3%のため、区分1Bに該当。

(メタノール)

: 妊娠マウスの器官形成期に吸入ばく露した試験において、胎児吸収、脳脱出など が見られ(PATTY(5th,2001))、さらに別の吸入または経口ばく露による試験でも口 蓋裂を含め、同様の結果が得られている(EHC 196(1997),DFGOT vol.16(2001))。 メタノールの生殖への影響に関して、証拠の重みに基づく健康障害としての科学 的判断がなされ、ヒトのデータは欠如しているが動物による影響は明確な証拠が あることから、ばく露量が十分であればメタノールがヒトの発生に悪影響を及ぼ す可能性があると結論されている(NTP-CERHR Monograph(2003))。

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

:メタノールが99.9%≥10%のため、区分1及び区分3に該当。

(メタノール)

:ヒトの急性中毒症状として中枢神経系抑制が見られ、血中でのギ酸の蓄積により 代謝性アシドーシスに至る。そして視覚障害、失明、頭痛、めまい、嘔気、嘔吐、 頻呼吸、昏睡などの症状があり、時に死に至ると記述されている(DFGOT vol.16(2001),EHC 196(1997))。また、中枢神経系の障害、とくに振せん麻痺様錐 体外路系症状の記載もあり、さらに形態学的変化として脳白質の壊死も報告され ている(DFGOT vol.16(2001))。標的臓器としてさらに、眼に対する障害が特徴的 であるので視覚器を、また、代謝性アシドーシスを裏付ける症状として頭痛、嘔 気、嘔吐、頻呼吸、昏睡などの記載もあるので全身毒性をそれぞれ採用した。一 方、マウスおよびラットの吸入ばく露による所見に「麻酔」が記載され(EHC 196(1997),PATTY(5th, 2001))、ヒトの急性中毒に関する所見にも、中枢神経系の 抑制から麻酔作用が生じていると記述されている(PATTY(5th,2001))。

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

: メタノールが99.9%≥10%のため、区分1に該当。

(メタノール)

: ヒトの低濃度メタノールの長期ばく露の顕著な症状は広範な眼に対する障害だっ たとする記述(EHC 196(1997))や職業上のメタノールばく露による慢性毒性影響 として、失明がみられたとの記述がある(ACGIH(7th,2001))。また、メタノール蒸 気に繰り返しばく露することによる慢性毒性症例に頭痛、めまい、不眠症、胃障 害が現れたとの記述がある(ACGIH(7th,2001))。 なお、ラットを用いた経口投与試 験で肝臓重量変化や肝細胞肥大(PATTY(5th,2001),IRIS(2005))などの報告がある

が適応性変化と思われ採用しなかった。

: 混合物の動粘性率が不明のため分類できない。 誤えん有害性

環境影響情報 1 2

水性環境有害性 短期(急性) : (毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3が0.1%であり、濃度限界(25%)未満

のため、区分に該当しない。

(エピクロロヒドリン) :魚類(ファットヘッドミノー) 96時間LC50=10.6mg/L(環境省リスク評価第1巻

(2002),NITE初期リスク評価書(2007))

: ブルーギル LC50 = 15400mg/L(96h, EHC 196,1998) (メタノール)

SDS No.1021-10065 改訂日 2020年 6月29日 6/7頁

: (毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3が0%であり、濃度限界(25%)未満の 水性環境有害性 長期(慢性)

ため、区分に該当しない。

(エピクロロヒドリン) : 藻類(Pseudokirchneriella subcapitata) 72時間NOEC=1.7mg/L(SIDS(2009))

(メタノール) :難水溶性ではない(水溶解度=1,000,000mg/L(PHYSPROP Database(2009)) 残留性/分解性 : メタノールは難水溶性でなく(水溶解度=1.00×106mg/L(PHYSPROP Database,

2009))、急性毒性が低い。

エピクロロヒドリンは急速分解性がある(48時間後の分解度=75%(OECD TG301

A)(sids(2009))

: エピクロロヒドリンの生物蓄積性は引くいと推定される(log Kow=0.45(PHYSPR 生態蓄積性

OP Database(2009))

土壌中の移動性 : データなし

オゾン層への影響 :本製品中の成分はいずれもモントリオール議定書の附属書に列記されていない。

廃棄上の注意 1.3

> 残余廃棄物 : 廃棄においては関連法規ならびに地方自治体の条例に従うこと。

> > なお上記方法による処理が出来ない場合は都道府県知事の許可を得た専門の廃棄

物処理業者に委託処理する。

1 4 輸送上の注意

国際規制

海上規制 :IMOの規定に従う。

UN No. : 1230

Proper Shipping Name: METHANOL

Class : 3 Sub Risk : 6.1 Packing Group : 11

Marine Pollutant : Not applicable

航空規制 : ICAO/IATAの規定に従う。

UN No. : 1230 Proper Shipping Name: Methanol

Class : 6.1 Sub Risk Packing Group : 11

国内規制

陸上規制 :道路法の規定に従う。 海上規制 :船舶安全法に規定に従う。

国連番号 : 1230 : メタノール 品名

クラス : 3 副次危険 : 6.1 容器等級 : 11 海洋汚染物質 :非該当

航空規制 :航空法の規定に従う。

国連番号 : 1230 品名 : メタノール

クラス : 3 副次危険 : 6.1 容器等級 : II 緊急時応急措置指針番号 : 131

適用法令

毒物及び劇物取締法 :劇物(指定令第2条 No.15-2)

: 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物 別表第9 No.87, 560 労働安全衛生法

作業環境評価基準(法第65条の2第1項) No.67

第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤梅雨毒予防規則第1条第1項第4号)

危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号) No.4-3、4-4

特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第1項)

No.6

強い変異原性が認められた化学物質(法第57条の5、労働基準局長通達) No.55

製品名: (CRM) エピクロロヒドリン 1000ppm in Methanol

SDS No.1021-10065

改訂日 2020年 6月29日 7/7頁

化管法 : 非該当

化審法 : 優先評価物質(法第2条第5項) No.22, 90

消防法 : 第4類引火性液体、アルコール類(法第2条第7項危険物別表第1・第4類) No.3

船舶安全法(危規則) : 引火性液体類(危規則第3条危険物告示別表第1) No.1230 航空法 : 引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1) No.1230

海洋汚染防止法 : 有害液体物質 Y類物質(施行令別表第1) No.101、426

大気汚染防止法 : 特定物質(法第17条第1項、政令第10条) No.6

揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中環審第9次答申) No.30

水質汚濁防止法: 指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3) No.26

土壤汚染対策法 : 非該当 廃掃法 : 非該当

16 その他の情報

引用文献

ezSDS、ezCRIC 日本ケミカルデータベース株式会社

独立行政法人 製品評価技術基盤機構 化学物質総合情報提供システム(CHRIP)

化学品安全管理データブック、化学工業日報社

16918の化学商品、化学工業日報社(2018)

航空危険物規則書 第52版邦訳 等・他

記載内容の取扱い

全ての資料や文献を調査したわけではないため情報漏れがあるかもしれません。また、新しい知見の発表や従来の説の訂正により内容に変更が生じます。重要な決定等にご利用される場合は、出典等をよく検討されるか、試験によって確かめられることをお薦めします。なお、含有量、物理化学的性質等の数値は保証値ではありません。また、注意事項は、通常的な取扱いを対象としたものなので、特殊な取扱いの場合には、この点にご配慮をお願いします。